

規制影響分析書

政策の名称	債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正	
担当部局	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	電話番号：03-3580-4111 e-mail: servicer@moj.go.jp
評価実施時期	平成20年8月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(現状・問題点)</p> <p>債権回収会社が管理及び回収することができる債権（以下「特定金銭債権」という。）については、債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）及び債権管理回収業に関する特別措置法施行令（以下「政令」という。）で規定されており、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施していた高校奨学金事業（以下「本事業」という。）に基づく貸付債権は特定金銭債権とされている。ところが、本事業が、平成17年度の高等学校等入学生から都道府県に移管されたことに伴い、本事業を効率的・合理的に実施するため、都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施しているところがある。</p> <p>本事業に基づく貸付債権は、法及び政令の規定において、独立行政法人日本学生支援機構及び都道府県が貸付債権の主体であるときは、特定金銭債権とされているが、都道府県に代わって本事業を実施している都道府県所管公益法人が貸付債権の主体であるときは特定金銭債権とされていないため、債権回収会社が取り扱うことができないことから、本事業が都道府県に移管され、都道府県が本事業に基づく貸付債権の管理及び回収について債権回収会社を利用することができていたものが、都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施した場合において、債権回収会社が利用できない事例が生じることとなった。</p> <p>(規制の変更の必要性)</p> <p>都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施する場合、上記のような不合理が生じることから、従前日本学生支援機構が行っていた本事業を都道府県に代わって行っている都道府県所管公益法人が有する本事業に基づく貸付債権を特定金銭債権に追加し、債権回収会社の利用ができるようにする必要がある。なお、本変更は、本事業の移管が行われたことに伴う上記問題点を解消するための必要な条件整備であることから、その他法人が有する奨学金債権まで特定金銭債権の範囲を拡大することは行わない。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第22号 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号及び同条第10号並びに第3条 （特定金銭債権の規定）
想定される代替案（注）	奨学金事業を実施しているすべての法人等が有する奨学金事業に基づく貸付債権を特定金銭債権とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合（注）
遵守費用	当該公益法人については、文部科学大臣が指定する法人とされ、その貸付債権の主体は明確であることから、債権回収会社において、特定金銭債権の該当性の判断について、負担になるようなことはない。	すべての法人等が対象となるため、債権回収会社は、法の制度趣旨である暴力団等反社会的勢力の排除のための負担が生じる。
行政費用	債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大するため、監督業務において負担は発生するが、債権の主体及び性質が明らかにされているため、負担は小さい。 債権回収会社が行う債権管理回収業に係る債権の債務者が増加することから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するための監督業務の負担が増大する。	債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大するため、監督業務において、通常及び立入検査時の債権の主体及び性質のチェック等の負担が増大する。 債権回収会社が行う債権管理回収業に係る債権の債務者が本改正案に比べて多数となることから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するための監督業務の負担がより増大する。
その他の社会的費用	特に影響はない。	特に影響はない。

	便益の要素	代替案の場合（注）
規制の便益	都道府県に代わって本事業を行った所管公益法人の高校奨学金事業に基づく貸付債権について、債権回収会社に取り扱うことにより、滞納金が減少し、貸付原資を確保することができる。	奨学金事業を行っているすべての法人等の貸付債権について、債権回収会社に取り扱うことにより、滞納金が減少し、貸付原資を確保することができる。
	本事業が都道府県に移管された目的として、都道府県の実情に合わせて都道府県の自主性・主体性を尊重して、本事業を行わせることとされており、効率的・合理的な運営のために当該都道府県に代わって行われた所管公益法人の貸付債権について債権回収会社に取り扱うことができることにより、従前、独立行政法人日本学生支援機構が行っていたときと同じ条件整備が整う。	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	奨学金事業を実施しているすべての法人等が有する奨学金事業に基づく貸付債権を特定金銭債権にする代替案は、奨学金事業を実施するに当たり、特に規制がない中で、債権回収会社に取り扱うときに、その貸付主体及び当該債権の種類を確認する負担が生じること並びに代替案では、奨学金事業に基づく貸付債権の債務者の範囲が本改正案より拡大することから債権管理回収業に係る債権の債務者が多数となり社会的影響が大きいこと、また、現行の特定金銭債権の規定がポジティブリスト方式を採っていることから債権回収会社の取扱債権を限定的に特定しており、今回、本事業が独立行政法人日本学生支援機構から都道府県に移管されたことに伴う条件整備であり、都道府県からの要望が強いこともあることから、限定的に規制の変更を行うものであり、本改正案を選択することが適当である。	
有識者の見解その他関連事項	－	
レビューの時期又は条件	予めレビューを行う時期は設定しないこととし、今後の債権回収会社における取扱実績及び「債権管理回収業の審査監督」に関する政策評価の結果を踏まえるとともに、「債権管理回収業に関する特別措置法」の実施状況等についての検討を参考にした上で、必要と認める場合にはレビューを行うものとする。	
備考		

（注）複数想定される場合には、適宜様式を修正すること。